

宿泊療養施設確保計画（確保居室に位置付けられた旧臨時の医療施設・入院待機施設の定員数を含む）

令和5年9月29日公表

	フェーズ1	フェーズ2		フェーズ3		フェーズ4		フェーズ5		フェーズ6	
	即応居室（計画）数	移行基準	即応居室（計画）数	移行基準	即応居室（計画）数	移行基準	即応居室（計画）数	移行基準	即応居室（計画）数	移行基準	即応居室（計画）数
	うち旧臨時の医療施設等分		うち旧臨時の医療施設等分		うち旧臨時の医療施設等分		うち旧臨時の医療施設等分		うち旧臨時の医療施設等分		うち旧臨時の医療施設等分
01 北海道											
02 青森県											
03 岩手県	45 0	即応病床使用数が概ね200床を越えた場合	45 0								
04 宮城県	43 0										
05 秋田県											
06 山形県											
07 福島県											
08 茨城県	225 0										
09 栃木県											
10 群馬県											
11 埼玉県	0 0	病床使用率50%以上を目安に、感染状況等を総合的に判断して決定	38 38								
12 千葉県											
13 東京都	264 264										
14 神奈川県	30 0										
15 新潟県											
16 富山県											
17 石川県											
18 福井県											
19 山梨県											
20 長野県											
21 岐阜県											
22 静岡県											
23 愛知県											
24 三重県											
25 滋賀県	52 20	フェーズ1の病床数の50%程度が利用された段階で総合的に判断	52 20	フェーズ2の病床数の50%程度が利用された段階で総合的に判断	52 20	フェーズ3の病床数の50%程度が利用された段階で総合的に判断	52 20				

	フェーズ1	フェーズ2		フェーズ3		フェーズ4		フェーズ5		フェーズ6	
	即応居室（計画）数	移行基準	即応居室（計画）数	移行基準	即応居室（計画）数	移行基準	即応居室（計画）数	移行基準	即応居室（計画）数	移行基準	即応居室（計画）数
	うち旧臨時の医療施設等分		うち旧臨時の医療施設等分		うち旧臨時の医療施設等分		うち旧臨時の医療施設等分		うち旧臨時の医療施設等分		うち旧臨時の医療施設等分
26 京都府											
27 大阪府											
28 兵庫県	416										
	0										
29 奈良県											
30 和歌山県											
31 鳥取県											
32 島根県											
33 岡山県											
34 広島県											
35 山口県											
36 徳島県											
37 香川県											
38 愛媛県											
39 高知県	0	相当数の患者発生があり、在宅での療養が困難な高齢者等が多発する状況となった場合	16								
	0		16								
40 福岡県											
41 佐賀県											
42 長崎県											
43 熊本県											
44 大分県											
45 宮崎県											
46 鹿児島県（※1）	0	フェーズ1の即応病床に対する病床使用率が70%以上に達した場合 ただし、医療圏での病床使用率が50%を目途に医療機関ごとにフェーズ移行を実施	85	フェーズ2の即応病床に対する病床使用率が70%以上に達した場合	85	フェーズ3の即応病床に対する病床使用率が70%以上に達した場合	85	フェーズ4の即応病床に対する病床使用率が70%以上に達した場合	85	フェーズ5の即応病床に対する病床使用率が60%以上に達した場合 ただし、医療圏での病床使用率が50%を目途に医療機関ごとにフェーズ移行を実施	85
	0		24		24		24		24		24
47 沖縄県	100	入院患者が10人を超えたとき	100	入院患者が23人を超えたとき	100	入院患者が150人を超えたとき	100	入院患者が200人を超えたとき	100		
	100		100		100		100		100	100	100
全国計	宿泊療養施設確保計画	確保居室（計画）数	1,314	確保居室（計画）数（うち旧臨時の医療施設等分）	462						

（※1）鹿児島県は宿泊療養施設確保計画の最終フェーズを「フェーズ7」としている。フェーズ7への移行基準、フェーズ7における「即応居室（計画）数」は下記の通り。

フェーズ7への移行基準	フェーズ7における即応居室（計画）数	フェーズ7における即応居室（計画）数（うち旧臨時の医療施設等分）
フェーズ6の即応病床に対する病床使用率が60%以上に達した場合 ただし、医療圏での病床使用率が50%を目途に医療機関ごとにフェーズ移行を実施	85	24

（※2）「即応居室（計画）数」、「即応居室（計画）数（うち旧臨時の医療施設等分）」の全国計については、各自治体の最終フェーズにおける数を合計している。